

平成22年第9回玉城町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成22年12月14日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年12月14日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君

2番 中 野 勇 君

3番 山 本 静 一 君

4番 北 川 雅 紀 君

5番 鈴 木 加奈子 君

6番 小 林 豊 君

7番 前 川 隆 夫 君

8番 風 口 尚 君

9番 川 西 元 行 君

10番 中 瀬 信 之 君

11番 山 口 和 宏 君

12番 奥 川 直 人 君

13番 高 木 市 郎 君

14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君

副 町 長 中 郷 徹 君

教 育 長 山 口 典 郎 君

会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君

総 務 課 長 大 南 友 敬 君

税 務 住 民 課 長 小 林 一 雄 君

生活福祉課長 林 裕 紀 君

建 設 課 長 森 島 千 里 君

上下水道課長 松 田 幸 一 君

病 院 老 健 事 務 局 長 田 畑 良 和 君

教育事務局長 中 西 元 君

総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君

産業振興課長 田 間 宏 紀 君

政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君

教育委員長 加 藤 禎 一 君

監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君

同 書 記 宮 本 尚 美 君

同 書 記 内 山 治 久 君

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸報告

第 4. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 5. 議案第72号 玉城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

第 6. 議案第73号 玉城町使用料条例の一部改正について

第 7. 議案第74号 玉城町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

て

- 第 8. 議案第 75 号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第 76 号 玉城町消防団条例等の一部改正について
- 第 10. 議案第 77 号 菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議について
- 第 11. 議案第 78 号 平成 22 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 12. 議案第 79 号 平成 22 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 13. 議案第 80 号 平成 22 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14. 議案第 81 号 平成 22 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 15. 議案第 82 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16. 議案第 83 号 玉城町総合計画基本構想について

(午前 9 時 00 分 開会)

- 議長 (小林一則君) ただいまの出席議員数は 14 名で定足数に達しております。よって平成 22 年第 9 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会いたします。開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君
- 町長 (辻村修一君) 平成 22 年第 9 回の玉城町議会定例会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。本定例会は本年最終の定例会ということになるわけです。平成 22 年度予算の執行状況等ほぼ予定どおり執行できておるといことで日頃から議員のみなさん方の格別のご支援ご協力の賜物でございます。本定例会に提案を申し上げる主なものにつきましては、第 5 次の玉城町の基本構想を始め来年 1 月から供用させて頂く予定ですがトレーニングセンターの使用条例をはじめとするもの、或いは一般会計を始め特別会計に亘りまして年度内の収支見込みによるところの精査を行う、そういう補正を計上させて頂くものでございます。なにとぞ宜しくご審議賜りましてご承認頂きますようお願い申し上げます。
- 議長 (小林一則君) これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。
- 議長 (小林一則君) 日程第 1. 会議録署名議員の指名を行いません。本日の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、議長において
11 番 山口 和宏君 12 番 奥川 直人君
の 2 名を指名致します。
- 議長 (小林一則君) 次に、日程第 2. 会期の決定を議題と致します。お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から 12 月 24 日までの 11 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 12 月 24 日までの 11 日間と決定致し

ました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（小林一則君）次に、日程第3．諸報告を致します。監査委員から平成22年8月分ないし10月分に関する例月出納検査の結果報告書並びに町長から公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画書の提出がそれぞれありましたので、その写しを手許に配布いたしましたからご了承願います。以上で、諸報告は終了します。
- 議長（小林一則君）次に、日程第4．諮問第1号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。
- 町長（辻村修一君）諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。人権擁護の取組みにつきましては、町と人権擁護委員また町民のみな様方によって人権意識の普及に努めておるところでございますけど、現在人権擁護委員であります西 正則氏が今回任期満了を迎えますが、引き続き西 正則氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、西氏におかれましては、人格、識見ともに適任と考え推薦を申し上げたい所存でございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見ををお願いをするものであります。なお、補足は省略いたします。
- よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（小林一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。
- お諮り致します。本案については推薦することに同意致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小林一則君）ご異議なしと認めます。よって諮問第1号は推薦することに決しました。次に日程第5．議案第72号玉城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君
- 町長（辻村修一君）議案第72号 玉城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。
- 本議案は、契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような契約に対応するため、条例を制定しようとするものであります。
- なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。
- よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。総務課長 大南友敬君。
- 総務課長（大南友敬君）議案第72号 玉城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

これまで玉城町が依頼をしております補修点検業務の額、或いは複写機、或いはパソコン等のリースにつきましては、この条例が無い為、複数年契約ができませんでした。複数年の見積もりを徴し契約は単年度とし、後年度については随時契約としてきました。このことにつきまして監査委員さんからのいろんなご意見も頂きまして本来の予算執行の姿ではございませんので複数年契約が相応しいものにつきましては条例第1条にございますように地方自治法施行例第167条の17に定めるところによりまして、この条例を定

めようとするものでございます。第2条におきましては、長期契約をすることができるものについて規定をいたしております。また、第3条におきまして複数年の最長年限とその期間を定めております。以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）次に日程第6．議案第73号 玉城町使用料条例の一部改正についてないし日程第9．議案第76号 玉城町消防団条例等の一部改正についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一君）議案第73号 玉城町使用料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、施設の利用料にかかる実費負担を適正に受益者をお願いするという考え方にに基づき、テニスコートの使用料の改正並びにトレーニングセンターの使用料の制定をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明いたさせます。

次に議案第74号 玉城町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、この度、完成致しました「玉城町スポーツトレーニングセンター」を新たに体育施設として加えるものでございます。なお、補足は省略致します。

次に議案第75号 玉城町ふれあいホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、平成20年度に使用料等の一部改正を行いましたが、使用実績に照らし合わせ電気料金を再計算した結果、冷暖房の使用料を統一し、住民の健康、福祉の増進とともにさらなる利活用を高めるため、本条例を改正するものであります。なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第76号 玉城町消防団条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。今回の改正は、消防組織法の改正を受け、玉城町消防団条例のほか関係条例を改正するものであります。なお、補足は省略致します。

以上、条例改正4件について提案理由を申し上げました。宜しくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）教育委員会事務局長 中西元君

○教育委員会事務局長（中西元君）議案第73号 玉城町使用料条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。本年6月に全面改修致しましたテニスコートの使用料と11月新たに完成致しましたスポーツトレーニングセンターの使用料につきまして、施設の維持に要する負担額を適正をお願いするという考え方から改正をお願いするものでございます。まずテニスコートの使用料につきまして改正前町内在住者又は在勤者の使用料を免除とあるものを1面1時間300円に、それ以外のものの使用料を一人1時間320円と

あるものを1面1時間1,200円とそれぞれ改めるものでございます。また、スポーツトレーニングセンターの施設使用料につきまして、町内在住者又は在勤者の使用料を1回300円、それ以外のものの使用料を1回900円と定めるものでございます。なお、総合グラウンド野球場兼ソフトボール場及び体育センターにつきましては使用料の改正はなく、目の訂正を致したものです。本条につきましては、平成23年1月1日から施工するものでございます。以上簡単であります但補足説明と致します。ご承認賜りますよう宜しくお願い致します。

○議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に日程第10、議案第77号菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議についてを議案と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第77号 菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

構成団体が2町となってから5年が経過しています。その間の社会経済情勢の変化等を考慮し、今回組合経費等を見直し、行財政運営の向上を図ろうといたすものであります。主な改正点は3点で、第1点は、議員定数、及び執行機関の選任に関しての変更。第2点は、監査委員の選任方法の変更。第3点は、組合の経費の支弁の方法です。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

○生活福祉課長（林裕紀君）それでは議案第77号 菊狭間環境整備施設組合規約の変更に関する協議について、補足説明を致します。それでは主な条項について説明致します。議案の補足資料の条例改正新旧対照表4ページをご覧ください。第5条組合議会の組織及び議員の選挙方法に関する規定の改正でございます。改正前は議員定数を6人として関係町の長ならびに関係町の議会において互選されたもの2人を挙げると規定されておりましたが、その下の10条において管理者は関係町の長から選任をすると定められていました。このことにより、管理者に就任した関係町の長はチェック機関で議員の立場と執行機関の立場と併せ持つこととなりますので、第7条において議決権が停止されておりました。議決権を停止された長は議員として職責が果たせませんので、この際、組合議会は関係町の議員のみで組織するように改正しようとするものであります。

左側の改正後の第1項でございます。定数の規定です。現在の議員数に合わせ玉城町2人、明和町2人と致しました。第2項は選挙方法の規定で関係町の議会の議員からそれぞれ選挙頂くことにしました。左3項は組合議員に欠員が生じた時の措置、また第4項には選挙結果の通知を規定致しました。第6条をお願いします。組合議員の任期を定めたものでございます。第1項は第5条の改正に伴う条文の整理でございます。また第2項に関係町の議会の議員で無くなった時は組合議員でも無くなるとの失職規定を追加致しました。第7条です。第5条の改正に伴い長が議員になることがない為、議決権の停止を定めた本条は削除致しました。第8条議長副議長に関する規定でございます。第1項で選挙の方法を定

め第2項では任期を定めました。第10条は執行機関の選任規定です。第5条の改正に伴い管理者、副管理者並びに会計管理者の選任方法を定めました。第1項では、管理者は関係町の長を互選するというにしました。第2項で副管理者は管理者の属する町以外の関係町の長とすることを、また第3項では会計管理者本組合の実態に合わせて管理者の属する町の会計管理者ということでそれぞれ規定しました。第11条です。管理者及び副管理者の任期を関係町の長の任期に合わせるようにするものでございます。任期が定められていることは管理者等の在任中に長の任期が満了したり、またその逆もありえるわけでございます。その都度、所定の手続きが必要となりますので、これを避けるための改正をするものでございます。第16条は監査委員に関する規定でございます。第2項監査委員さんの選任方法でございます。これは組合の識見を有する監査委員さんは公会計に精通されてまた幅広い視野と知識を有される関係町の識見を有する監査委員さんから選任するということを明文化したものでございます。第3項で前項で識見を有する監査委員さんは関係町の監査委員さんから選任すると規定したために、その任期を4年から当該関係町の監査委員さんの任期というふうに改めたものでございます。第17条は経費の支弁方法でございます。改正前の17条18条に規定されていた案分割合や負担金の納付規定等を整理いたしました。本条の規定を地方自治法に定めた組合の経費の支弁の方法に改めました。第2項は関係町の負担割合は別表のものとし、負担額は組合の予算で定めることと致しました。別表1、第1の共通経費をご覧ください。平等割につきましては、20%減の10%に。実績割は20%増の90%にする見直しでございます。平等割の率の算出根拠は年度決算における議会費や総務管理費など共通経費が支出総額に占める割合を基に致しました。この共通経費につきましては過去3年間、平均10%で推移していることから今回の見直しにあたり平等割を10%と致しました。次に実績割としてご説明致します。関係両町の業績規模は似かよっているということもございまして、負担割合は算出基礎項目を両町のごみの排出量に着目をして、前年度の収集量と運搬距離数の2項目にするものでございます。つまりごみの量が減れば減るほど負担金が減るという仕組みになっております。6ページをご覧ください。別表第2、建設費の負担割合につきましては今のところ計画にはございませんので改正はしておりません。以上で補足説明とさせていただきます。宜しくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に日程第11．議案第78号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第15．議案第82号 平成22年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（辻村修一君）議案第78号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回ご提案申し上げます一般会計補正予算は、補正予算総額6千740万円を追加し、歳入歳出予算総額を49億7千740万円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳入で法人町民税1億3千万円の増額、また、固定資産税で3千200万円の減額で、差引き町税で9千800万円の増額であります。このことによ

り後年度の財源不足に対応するため財政調整基金に9千万円を積み立てる予算を計上しています。

また、小学校の空調整備事業など各事業の精査による歳出の減額、これに伴う補助金等歳入の減額、国民健康保険特別会計貸付金3千万円の増額のほか、各事業の年度内見込による増減を計上しています。

新規の事業といたしましては、町内の介護施設の施設改修に対する補助金、本年10月9日の豪雨による災害復旧費を計上しています。

なお、国の補正予算関連の事業については、現在検討中であり成案が出来次第、議員の皆様とご相談いたしたいと考えています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

議案第79号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総額7千610万5千円を追加し、歳入歳出予算総額を14億6千590万3千円とするものであります。

今回の補正の内容につきましては、平成22年度上半期の医療費の増加に伴い保険給付費を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第80号 平成22年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総額291万5千円を増額し、歳入歳出予算総額を9億9千50万6千円とするものであります。

主なものといたしましては、保険料の確定に伴い精査を行ったものです。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第81号 平成22年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

玉城病院では、地域におけるニーズに対応したサービスの提供に努めており、外来患者数が増加の傾向にあります。業務の予定量と致しまして、年間患者数を外来で3千496人増し、2万8千404人に、また、一日平均患者数で14.4人増し、116.9人とするものでございます。予定額内容と致しまして、収益的収支において、収入では病院事業収益1千23万8千円の増額で、医業収益1千万円及び医業外収益23万8千円をそれぞれ増額するものでございます。また、支出では、病院事業費用462万6千円の増額で、医業費用450万3千円及び医業外費用12万3千円をそれぞれ増額するものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第82号 平成22年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について、

提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の支出において、事業費用の特別損失で、過年度損益修正損として257万7千円を計上しました。また、資本的収支においては収入で、企業債7百万円を減額し、国庫補助金で980万円の増額を計上、支出で施設費280万3千円をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたします。以上、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（小林一則君） 副町長（中郷徹君）

○副町長（中郷徹君） それでは議案第78号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、予算書につきましてご説明を申し上げます。まず、7ページをお開き頂きたいと存じます。第2表地方債の補正でございます。1. 追加と致しまして豪雨で被災を致しました農業用施設の災害復旧費に充当するため280万円を新規に計上致しとるものでございます。次に変更におきまして、各事業の進捗による精査を行います為に各項目ごとの限度額を増減致しとるものでございまして内容につきましては、経営体育成基盤整備事業債で100万円の減額、県営かんがい排水事業債で1,000万円の増額、保全対策事業債で80万円の減額、義務教育施設整備事業債で1,820万円の減額、社会福祉施設整備事業債では50万円の減額でございます。続きまして11ページをお願いを致します。歳入でございますが、まず町税、町民税では町内各企業からの確定申告、中間申告を受けまして、法人町民税1億3,000万円を増額致しておるものでございます。次に固定資産税でございます。償却資産の半島振興分減額等に依りまして3,200万円の減額を致しております。地方特例交付金につきましては交付額の決定により145万9,000円を減額致しております。分担金および負担金の分担金では宮川用水土地改良区から分担金の一括納付の申し出がありました。これに依りまして老朽溜池整備事業分担金580万8,000円、土地改良施設基盤整備事業分担金29万6,000円、それぞれを増額致しております。12ページをお願い致します。民生費負担金では保育料分の算定の結果に依りまして、保育所運営費を915万円減額致しております。対しまして入所者数の増加に依りまして老人ホーム入所者負担金につきましては74万3,000円の増額でございます。使用料および手数料ではプール使用料1万円、体育施設使用料14万1,000円をそれぞれ増額を致しております。国庫支出金、民生費国庫負担金につきましては事業見込を行いまして増減を説明欄記載のとおり行っておるところでございます。13ページ国庫補助金につきましては、まず民生費国庫補助金におきまして事業見込をいたしまして、また精査を致しまして節番号4老人福祉費国庫補助金で地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金245万7千円を新規に計上致しておるところでございます。これにつきましては町内の福祉施設の整備に充当するものでございまして同額を歳出において計上致しております。次に教育費国庫補助金でございますが、下外城田小学校の空調および窓枠工事の減額によりまして3,768万1,000円を減額するほか、説明欄記載のとおり増減を行っておるところでございます。国庫委託金では国民年金事務委託金12万円の増額を致しております。県支出金、県負担金では各事業年度見込みを行いまして増減の額を14

ページに亘りまして記載を致しております。県補助金及び県委託金につきましても事業見込を行いまして増減を行いますために説明欄記載のとおり補正を行っております。15ページにまいりまして財産収入でございますが各基金の利子収入及び出資に対する配当金につきまして説明欄記載のとおり補正を致しておるものでございます。寄付金につきましては現在までに御寄附を頂きました一般寄付金、福祉給付金、ふるさと寄付金それぞれを増減を致しておるものでございます。16ページの諸収入でございますが町税延滞金214万5,000円、農業者年金業務委託金1万5,000円を増額を致しております。地方債につきましては、先にご説明をいたしました内容につきまして各事業におきまして増減を致しておるものでございますし、また災害復旧事業債につきましては新規計上でございます。

次に17ページ歳出に移らせて頂きます。議会費におきましては、会議録作成委託料、広域市町村圏議長会負担金の補正を致しておるものでございます。総務費におきましては、一般会計で企業会計に伴いますシステム改修手数料8万4,000円を新規計上いたしましたほか、各項目におきまして過不足の調整をいたしております。次に財政管理費でございますが9月の補正予算におきましてパソコンの新規購入の予算、252万円をお認めを頂いたところでございますが、これまで住民情報システム関連で使用いたしてまいりましたパソコンが更新になります。これまで住民情報システム関連で使用してきましたもの、これを利用できる見込みが立ちましたので備品購入費につきましては減額を致しまして従来使っておりましたパソコンの設定変更が必要になってまいります。その変更手数料と致しまして66万2,000円をここで新規に計上致したものでございます。18ページでございますが、財産管理におきまして各基金の計上積立金の他に今年度の財源調整に用いますために財政調整基金に9,000万円を積み立てる予算計上を致しとるところでございます。交通安全対策費につきましては工事請負費から原材料費へ振替を致したものでございます。交通災害共済見舞金受託事業費につきましては本年6月で請求期限が到来を致しておるといこととございまして、これに該当する支出がございませんでしたので今回これを減額致しとるものでございます。地域情報化推進事業費におきましては道路改良工事に伴いまして光ケーブルの移設費用がございしますが、これを工事請負費から委託料に振替を致しておるものでございます。諸費におきましては自治区の防犯灯設置補助金これを増額を致しております。徴税費、税務総務費では確定申告時期におきまして時間外勤務手当、臨時職員賃金などを補正を致します。また、賦課徴収費におきましては国税連携関連の電算委託料などの増減額でございます。20ページの統計調査費では経済センサスなど各種統計調査にかかる経費の精査を致したものでございます。民生費社会福祉総務費では国民健康保険財政自立支援貸付金で3,000万円の増額を致しております他、特別会計への繰出し金を計上致しました。老人福祉費では福祉施設の防火施設設備に対する地域介護福祉空間設備等施設整備交付金245万7,000円を新規に計上致しますとともに、入所者の増加に伴いまして老人ホーム入所措置費を203万5,000円増額を致しておるものでございます。国民年金費の備品購入費はパソコン購入費用12万円の新規購入費用でございます。目7、心身障害者福祉費から目9福祉・保健施設費につきましては

事業の見込みに依りまして増減を補正を致しとるものでございます。児童福祉費では未満児の増加に伴います賃金などを補正を致しまして22ページ児童福祉施設整備費では保育所空調防音工事实施設設計委託料の減額分などを補正を致しております。衛星費では乳幼児のワクチン接種対象者の増加に伴います予防接種委託料107万1,000円の増額などを補正を致しております。次に労働費でございますが、ここでは雇用対策におきましてデマンドバス及び公共整備環境整備事業委託料の増額を致しておるものでございます。農林水産費では農地法の改正に基づきますシステム改修委託料の増額の他24ページで県営事業関連の負担金及び町単土地改良事業補助金を補正を致しております。次に商工費でございますが、ふるさと交付金の件数の増加に伴いまして報償品の増額の他に伊勢志摩総合地方卸売市場出資金の減額を致しておるものでございます。土木費、橋梁費におきましては道路維持修繕費で道路修繕料、道路補修用材料費などを補正を致しております。また、道路新設完了費におきましては委託料、工事請負費から土地購入費に振替を致しておるものでございます。26ページでございますが、河川費、土地計画費、住宅費におきましては、各事業の見込みを致しましてそれぞれの調整、補正を行っておるものでございますし、27ページ教育費、教育総務費におきましては、度会郡指導主事共同設置負担金の減額を致しております。小学校費におきまして28ページでございますが学校給食業務委託料289万9,000円、下外城田小学校防音工事請負費、5,690万円のそれぞれの減額を致しております。中学校費におきましては、学校給食委託料115万5,000円の減額などを補正を致しとるところでございます。29ページをお願い致します。社会教育費でございますが記念事業費の清算をここでは行っております。各種記念事業の清算を行っております。併せまして城山などへ桜、紅葉などを植樹を致したい。こういったことから原材料費で176万4千円の増額などをここで補正を致しとるものでございます。保健体育費は事業の見込みを行いまして補正を致したものでございますし、30ページ災害復旧費でございますが地方債、歳入のところでもご説明を申し上げておりますが、農業用施設の災害、農業用排水路、農道などの農業一節の災害復旧工事請負費600万円及びこれの関連経費をここで新規に計上致しとるものでございます。諸支出金につきましては、過年度において実施を致しました補助事業の清算に依ります返納金をここで補正を致しております。予備費におきましては歳入歳出予算調整を行ったものでございます。以上簡単ですが補足説明とさせていただきます。どうか宜しくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀君）それでは生活福祉課か所管致します補正予算の補足説明をさせていただきます。まず議案第79号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明を致します。それではまず、歳出の主なものから説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。款1総務費、目1一般管理費、医療給付費分電算委託料169万8,000円の増額につきましては、国保連合会の期間システムの更新に伴い当町の電算システムの改修に係る経費でございます。款2の保険給付費、目1一般被保険者療養給付費8,405万6,000円の増額につきましては、今年度、上半期の医療費の増加に伴い補正を行うものでございます。10ページをご覧ください。款12予備費でござ

います。964万9,000円の減額につきましては、医療費の増額補正の財源として調整したものでございます。続きまして歳入の主なものについてご説明致します。7ページにお戻り下さい。款3国庫支出金、目1療養給付費等負担金、補正額2,672万7000円の増額につきましては、歳出でご説明致しました補正に伴います国庫負担金の増額でございます。同ページ下段、款9繰入金 目1一般会計繰入金、節3一般会計貸付金、保険財政自立支援貸付金3,000万円の増額補正につきましては、医療費の増額に伴います国庫負担金の計上また交付金の精査を行い、かつ予備費の取り崩しを致しましてもなお不足する財源を補いますために一般会計から貸付金として3,000万円を追加借入するものでございます。以上補足説明とさせていただきます。(予算書朗読方々説明する)

続きまして議案第80号 玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)の補足説明を致します。歳入の方からご説明致します。7ページをご覧ください。款1保険料、目1第1号被保険者保険料142万8,000円の増額につきましては、賦課決定に伴う補正です。同ページ款8諸収入、目2第三者納付金につきまして129万5,000円の増額でございます。救済件数の増加に伴うものでございます。次に歳出をご説明致します。9ページをご覧ください。款1総務費、並びに款3の地域支援事業費では事業費等の経常経費の補正並びに各サービス事業におきます過不足の調整を行ったものでございます。10ページをご覧ください。款4の基金積立金、1万7,000円の増額につきましては、基金利子収入の確定に伴い基金に積立てをするものでございます。11ページをご覧ください。款7予備費では歳出に対しまして収入超過となる財源を予備費に計上致したものでございます。以上補足と致します。宜しくご審議を賜りますようお願い致します。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(小林一則君) 病院老健事務局長 田畑良和君

○病院老健事務局長(田畑良和君) それでは議案第81号玉城町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申し上げます。予算書の1ページをお願いを致します。

今回の補正予算は収益的収支におきまして外来患者数の増加を見込み、事業収益1023万8,000円を増額し、予定額を6億1,329万2,000円とするもの、そして事業費用では事業収益増に伴いまして、その経費などで462万6,000円を増額し、予定額を6億6,776万8,000円とするものでございます。詳細につきましては3ページの補正予算の第1号、実施計画をお開きください。収入では項1、医療収益、目2外来収益で1,000万円の増額、項2医療外収益では目1受取利息及び配当金で18万円の増額など併せて23万8千円の増額を計上しています。詳細につきましては備考欄記載のとおりでございます。次に支出でございますが、項1医療費用、目2材料費で薬品費173万2,000円などの増額を合わせて247万9,000円の増額、目3経費では消耗品118万4,000円など202万4千円を増額しています。2項の医療外費用では譲渡薬品等材料費の患者外医療材料費で12万3,000円を増額しております。ここにつきましては詳細につきましては備考欄の記載のとおりでございます。4ページには資金

計画を記載しております。以上、病院事業補正予算（第1号）につきましての補足説明とさせていただきます。宜しくご審議頂きご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）上下水道課長 松田幸一君

○上下水道課長（松田幸一君）それでは所管致します議案第82号につきまして補足の説明をさせていただきます。議案第82号 平成22年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。3ページをお願い致します。収益的支出の支出におきまして事業費用の特別損失であります、前年の消費税の還付金の計上を多く見積もる誤りがございましたので過年度損益修正損として257万7千円を計上させて頂くものでございます。次に4ページをお願い致します。資本的収入及び支出の収入で企業債の下水道事業債で700万円を減額し、国庫補助金で980万円を増額するものでございます。これは未普及解消下水道補助金が社会資本整理総合交付金に変更されたため記載及び国庫補助金の修正を行うものでございます。また、支出では施設費で280万3,000円を増額をお願いするものでございます。以上簡単ですが補足説明とさせていただきます。宜しくご審議賜りますようお願い致します。（予算書朗読方々説明する）

○議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。ここで10分間休憩といたします。

（午前 9時55分 休憩）

（午前10時 5分 再開）

○議長（小林一則君）再開致します。休憩前に続きまして会議を進めます。次に日程第16。議案第83号 玉城町総合計画基本構想についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第83号 玉城町総合計画基本構想について提案理由を申し上げます。現在の第4次玉城町総合計画は、平成22年度を以って10年の期間を終了致します。このため、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、新たな10年間の総合計画基本構想を定めようとするものであります。なお詳細は総務課長から説明をいたさせます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君）議案第83号玉城町総合計画基本構想につきまして補足説明を申し上げます。このことにつきましては提案説明にもございましたように、現在の第4次玉城町総合計画が今年度で最終年度でありますことから、平成23年度から平成32年度までの期間の第5次総合計画を作るにあたりまして、この基本構想をご提案申し上げるものでございます。なお、ご提案申し上げております基本構想に基づきまして、これに係ります基本計画また実施計画の策定を致すものでございますので、宜しく宜しくお願い申し上げます。議案書の基本構想をご覧頂きたいと思っております。2部構成と致しております。1部から7ページは序論でございます。お開き頂きますとまず、1ページから2ページには、この総合計画につきましての説明を致しております。それから3ページから5ページには我が国を始めと致しました社会背景、或いは経済背景を記述致しております。そういう状況下での

我が玉城町の地域特性を6ページから7ページに記述を致しました中で第2部におきまして「だれもが安心して 元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を基本理念としたまちづくりの規制、町の将来像を掲げております。そして10ページから12ページには目標とする町の具体的な姿を4項目に区分を致しまして、それぞれ記述を致しているところがございます。最後に12ページに町づくりの進め方としての行政と住民の共同で進めることとして、今後の10年間のまちづくりをいたすものでございます。なお、議決をいただきましたならば、ホームページ等で掲載を致しまして住民のみな様方にご覧頂きたいと考えております。以上補足説明とさせていただきます。宜しくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 一則君）以上で提案理由の説明は終わりました。以上を以って本日の日程は全て終了致しました。

明日15日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。なお、陳情書3件の提出がございまして議会運営委員会で協議を致しました結果、議員のみな様にその写しを配布しておきましたのでお届けしております。ご了承頂きたいと思っております。本日はこれを以って散会致します。どうも御苦勞様でした。

（午前10時10分 散会）